協議会会員、運営委員、専門部会員 各位

水戸市中心市街地活性化協議会 会 長 大 久 保 博 之

水戸市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに係る意見について

平素より当協議会事業運営につきまして、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年6月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画につきましては、「中心市街地の活性化に関する法律」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づき、設定した数値目標の確認や取組の進捗状況などについて、計画期間中、原則毎年、水戸市がフォローアップを実施し、内閣府に提出することが求められております。

このフォローアップには、提出する際に、実施年度の取組や中心市街地の概況について、中心市街地活性化協議会の意見が必要となっております。

つきましては、水戸市から協議会の意見について提出を求められておりますので、下記の通り ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1.内 容

「令和元年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告」における令和元年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見

※認定基本計画に関するフォローアップ実施年度の取組や中心市街地の概況について、中心市 街地活性化協議会としての意見

2. 送付資料

- ・令和元年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告
- ・「令和元年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告」における令和元 年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見書(案)
- ・「水戸市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに係る意見追加・修正(案)」の様式

3. 意見書提出までの流れ

- ①協議会会員、運営委員、専門部会員に令和元年度の報告書と意見書(案)を送付。
- ②意見書(案)に追加・修正事項がある方は、別紙追加・修正事項の様式に記入して、
- 5月11日(月)までに事務局にFAX(231-0160)で提出。
- ③5月15日(金)に開催する組織運営部会で、提出のあった追加・修正事項を踏まえて内容を協議。
- ④組織運営部会で協議した内容を会長が確認の上、水戸市に提出。
- ※本来であれば、運営委員会、総会を通して水戸市に意見書を提出するところですが、水戸市への意見書の提出期限が5月22日(金)までになっている関係で、上記の流れで提出させていただきたく、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

本件担当:水戸市中心市街地活性化協議会事務局(水戸商工会議所 産業振興課) 天下井(あまがい)、山口、黒澤 TEL224-3315 FAX231-0160